

令和3年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

- 日時 令和3年6月28日(月) 開会 午前10時
閉会 午前11時29分
- 場所 第7委員会室
- 出席委員 内沼博史委員長
権守幸男副委員長
高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、鈴木正人委員、東間亜由子委員、浅野日義英委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [警察本部関係]
塩川修公安委員長、原和也警察本部長、
小柳津明警務部長、近藤勝彦生活安全部長、福島謙治地域部長、
高橋俊章刑事部長、岩根忠交通部長、田崎仁史警備部長、利根田久雄財務局長、
荻野長武監察官室長、山田雅樹刑事部参事官、橋本昭文組織犯罪対策局長、
三浦孝一警務課長、鎌田政由喜生活安全部参事官、勝島慎一地域部参事官、
近藤峰彦運転免許本部長、小倉悦男交通部参事官、寺山卓也警備部参事官、
相原浩哉警備部参事官、塚本英吉総務課長、小駒真次会計課長、
山崎保之厚生課長、會田雄一生活安全総務課長、小田智一人身安全対策課長、
村越俊文少年課長、川島将宏保安課長、松尾直樹サイバー犯罪対策課長、
宮下敏郎地域総務課長、佐藤誠一通信指令課長、山崎満刑事総務課長、
坂本雅彦組織犯罪対策課長、野桑国明国際捜査課長、桑島正彦交通規制課長、
市川光浩運転免許課長、佐藤拓也公安第一課長、千葉正警備課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、高橋武危機管理課長
- [危機管理防災部関係]
安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、
金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

- 1 警察本部関係
コロナ禍での特殊詐欺、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待に関する本県の現状と対策について
- 2 危機管理防災部関係
避難勧告と避難指示を一本化する災害対策基本法改正への対応も含めた本県の
水害対策について

報告事項

- 1 警察本部関係
外国人犯罪の現状と対策について
- 2 危機管理防災部関係
指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について

【所管事務に関する質問（コロナ禍での特殊詐欺、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待に関する本県の状況と対策について）】

高木委員

- 1 特殊詐欺、DV、児童虐待について、コロナ禍における被害はどのような現状か。
- 2 特殊詐欺で検挙した被疑者のうち、外国人、少年の割合はどれくらいか。
- 3 少年を特殊詐欺に加担させないために、どのような対策を講じているのか。

刑事部参事官

- 1 令和2年中の県内における特殊詐欺認知件数は1,026件で、前年に比べ433件、割合では29.7パーセントの減少となっている。被害金額は、23億3,287万円で、前年に比べ1億2,488万円の減少となり、いずれも2年連続で減少した。なお、認知件数1,026件は全国単位で見ると、全国ワースト6位であり、前年のワースト4位から改善した。減少した要因は、キャッシュカードをだまし取る手口の「預貯金詐欺」と被害者の隙を見てキャッシュカードを盗み取る手口の「キャッシュカード詐欺盗」の被害が前年に比べ473件、54.4パーセントと大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛等により、現役世代の方々の在宅が増え家族等による水際防止が増加したことも要因と考えている。一方、増加した手口もあり、息子や孫を装い現金をだまし取る「オレオレ詐欺」が前年に比べ131件、49.2パーセント増加した。令和3年5月末現在の認知件数は、416件で前年同期と比べ21件、5.3パーセントの増加、被害金額は、8億589万円で前年同期と比べ3,942万円の増加となっている。増加した要因は、昨年と同様の傾向で、「預貯金詐欺」と「キャッシュカード詐欺盗」の被害が前年同期に比べ46件、25.4パーセント減少し、一方で「オレオレ詐欺」が前年同期に比べ83件、72.2パーセント増加したことが挙げられる。
- 2 令和2年中の検挙被疑者227人のうち外国人は8人、割合では3.5パーセントで、国籍の内訳を見るとベトナムが3人、韓国が1人、ブラジルが1人、ペルーが1人、バングラデシュが1人、タイが1人で、いずれも受け子被疑者として検挙している。本年5月末現在では、検挙被疑者93人のうち外国人被疑者は3人、割合では3.2パーセントで、国籍の内訳を見ると中国が2人で受け子被疑者、ベトナムが1人で還付金詐欺の口座を提供したことで検挙している。続いて、令和2年中の検挙被疑者227人のうち少年被疑者は45人、割合では19.8パーセントであった。内訳は40人が受け子となっており、割合では88.9パーセント、5人が見張り役や回収役などとなっている。本年5月末現在は、検挙被疑者93人のうち、少年被疑者は18人で全体の19.4パーセントとなっており、全て受け子として検挙している。

人身安全対策課長

- 1 平成28年以降、過去5年間のDV事案の相談件数は年々増加しており、令和2年中は5,999件で、前年と比較すると835件、16.2パーセントの増加で、過去最多となっている。令和3年5月末は2,560件、前年同期と比べ244件、10.5パーセントの増加となっている。DV事案の相談件数は年々増加しており、増加している理由としては、DV事案に対する社会的な関心の高まりなどにより、被害者等から積極的に関係機関や、警察に相談等が寄せられるようになってきていることが背景にある

ものと考えられる。また、相談受理件数を月別で見ると、令和2年4月に発令された緊急事態宣言以降、全ての月において、前年同期と比べて相談受理件数は増加していることも事実であり、コロナ禍が相談件数に影響を与えた可能性も否定できない。

少年課長

- 1 令和2年中、児童虐待による児童相談所への通告児童数は10,177人で、前年同期と比べ426人、4.4パーセントの増加となっている。態様別では、心理的虐待が7,916人、身体的虐待が1,413人、ネグレクトが829人、性的虐待が19人となっている。令和3年5月末現在の通告児童数は、3,566人で、前年同期と比べ、419人、10.5パーセント減少している。態様別では、心理的虐待が2,873人、身体的虐待が487人、ネグレクトが202人、性的虐待が4人となっている。令和2年中の通告児童数が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休業等の影響が要因と考えている。

生活安全総務課長

- 3 本年5月末現在、特殊詐欺犯人として検挙された18人の少年のうち11人が、ツイッターなどのSNSを通じて犯行グループに加担している。県警察では、これらの現状を踏まえ、令和2年8月からSNSのツイッターにおいて、「埼玉県警察本部特殊詐欺対策室」の名前で公式アカウントを開設している。特殊詐欺を募集していると思われる書き込みに対して、直接、注意喚起を行っている。本年5月末現在、犯行に加担させると思われるツイッターの書き込みに対して981件の注意喚起を実施し、852件の削除を確認している。また、少年を特殊詐欺に関与させない取組として、非行防止教室開催による規範意識の向上、県教育局を通じた学校との連携、関係機関との非行情勢の共有等を継続して推進していきたいと考えている。

【所管事務に関する質問（避難勧告と避難指示を一本化する災害対策基本法改正への対応も含めた本県の水害対策について）】

高橋委員

- 1 今般の災害対策基本法の改正において、避難勧告と避難指示が一本化されたが、その背景は何か。
- 2 本県で、避難勧告・避難指示はどの程度発令されているのか。
- 3 避難情報は、住民がきちんと理解し、適切に行動することが重要と考えるが、県として今回の避難指示への一本化について、どのように周知を図るのか。
- 4 本改正を踏まえた対応されたかと思うが、先週末の台風第5号の接近に関して県はどのような対応をしたのか。

災害対策課長

- 1 令和元年東日本台風後に国のワーキンググループが実施した住民アンケートでは、避難勧告を「避難の準備をする段階」などと誤って認識している人が多く、実際に避難するタイミングと回答した人は4分の1で、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」の人が多いことが明らかになった。また、同様に国のワーキンググループが市町村長に行ったアンケートでは、避難勧告と避難指示について尋ねたところ、避難のタイミングが二つあるようで、避難行動を起こしづらい、住民からすると避難す

るという意味ではどちらも一緒であり、区別することに意味がない。また、2段階あると避難勧告で避難しなくてもいいと誤解され、指示待ちにつながるおそれがあるなどの理由から、避難勧告を避難指示に一本化することを求める意見が出された。こうしたことを踏まえ、国では避難勧告を避難指示に一本化する災害対策基本法の改正案がさきの国会で成立し、今年5月20日から施行された。今回の一本化により、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることになり、住民の避難行動が非常に分かりやすい形に改善された。

- 2 令和2年度は、県内では大きな災害がなかったため、発令はなかった。令和元年度は、東日本台風時に、避難勧告が47市町村で約226万人を対象に発令され、避難指示が29市町の約126万人を対象に発令された。
- 3 制度改正が行われた場合には周知が重要となる。災害対策基本法改正後、県内市町村の防災担当課に対し、今回の改正内容を速やかに通知した。各市町村は避難情報の発令基準を持っており、それに対して県の「避難情報の判断・伝達マニュアル（作成例）」というガイドラインを示しているため、これを改正し、5月中に周知した。また、5月26日に、全国的な訓練として、市町村との情報伝達訓練を実施し、新たな避難情報の発令について、実際に災害オペレーション支援システムの入力作業を行って確認した。この際、幾つかの市町で、制度上なくなった避難勧告の誤入力があったため、個別に注意を促し、改めて周知した。県民に対しては、県のホームページに改正内容を掲載するとともに、「防災情報メール」や「防災アプリまいたま」などを通じて、避難情報の改正について周知を図っているところである。また、原稿が間に合ったため、彩の国だより7月号に掲載する予定である。引き続き、防災学習センターでの県民向けの講座など機会を活用しながら、県民の理解促進に努めていきたいと考えている。
- 4 先週末の台風第5号の対応についてである。台風は5日前から気象庁が予報を発表する。台風が直撃するような場合には、更に前の段階から気象台と連携を図りながら、まずは情報収集に努める。先週の台風第5号では、週の半ばに気象台とやり取りし、今回は本県への直撃はなく、強さもそれほどないとのことから、気象台が行う台風説明会は行わないこととなった。台風説明会とは、県庁内全部局や市町村と情報共有する場として、気象台が台風の予想進路や予想降水量、注意事項を説明するものである。金曜日になり、週末の台風の状況が判明してきて、台風第5号は風速が毎秒4メートルくらい、降雨が時間雨量10ミリメートルくらいで長く続くとの予報であった。今回は台風の直接的な影響というよりは、梅雨前線を押し上げることでの影響による雨とのこと、この気象台からの情報を庁内で共有するとともに、市町村へも提供し、災害対応を図った。もし、大きな台風で本県へ直撃ということになると、気象台での台風説明会を受け、本県では、知事、副知事、関係部長による、台風への対処方針と各部の役割の確認等を行う台風対策会議を設けている。その後、県民向けのメッセージを発信するなど、各部で台風に対応することになる。

高橋委員

強い台風の場合に対策会議が開かれるという県庁内の話は理解できたが、市町村とのやり取りはどのようになっていくのか。実際に動くのは市町村であり、この部分が一番大事だと思うので、もう少し詳しく教えていただけないか。

災害対策課長

県の方で体制を決めた後、市町村へ県の体制を周知する。また、市町村情報連絡員とい

う制度により各市町村に2名から3名の県職員を割り振っているが、令和元年東日本台風では、県職員が市町村へ行き、市町村からの情報収集、つなぎ役としての連絡体制を構築した。